

びわ湖材利用促進事業実施要領の運用について

	平成 25 年 4 月 1 日	滋森流第 47 号
一部改正	平成 26 年 4 月 1 日	滋森流第 52 号
一部改正	平成 27 年 4 月 1 日	滋森流第 24 号
一部改正	平成 28 年 4 月 1 日	滋森流第 73 号
一部改正	平成 29 年 4 月 3 日	滋森流第 29 号
一部改正	平成 29 年 10 月 2 日	滋森流第 81 号
一部改正	平成 31 年 4 月 1 日	滋森流第 28 号
一部改正	令和 2 年 4 月 1 日	滋森流第 29 号
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日	滋森流第 23 号
一部改正	令和 4 年 4 月 1 日	滋森流第 28 号
一部改正	令和 5 年 4 月 3 日	滋び流第 17 号
一部改正	令和 5 年 11 月 16 日	滋び流第 226 号
一部改正	令和 6 年 4 月 1 日	滋び流第 67 号
一部改正	令和 6 年 7 月 1 日	滋び流第 264 号
一部改正	令和 7 年 4 月 1 日	滋び流第 140 号

びわ湖材利用促進事業実施要領（平成23年 4 月 1 日付け滋森政第239号伺定。以下「要領」という。）の運用については、以下のとおりとする。

第 1 事業の期間および着手

要領第 3 の（2）に規定する事業内容を実施するための期間は、補助対象経費に係るびわ湖材等の調達開始から付設完了までとし、着手については次のとおりとする。

- （1）事業主体が認定事業体とびわ湖材等の調達のために売買契約（以下、「売買契約」という。）を締結する場合にあっては、この契約を以て着手とする。
- （2）事業主体が補助対象経費を含む工事を建設業者に請け負わせるために工事請負契約を締結する場合にあっては、この契約に基づいて元請負人（下請負人を含む）が認定事業体と締結する売買契約を以て着手とする。
- （3）要領第 7 の（2）④に該当する場合は、過年度に調達したびわ湖材等（過年度に木材調達契約を締結し、当年度に調達したものを含む。）を、当該工事を請け負う者に支給等する日を以て着手とする。ただし、当該工事の仕様書等にびわ湖材等を支給等する日が明記されていること。

第 2 補助対象施設

要領第 4 の（2）の①に該当し市町が整備する場合は、方針における位置付けが明らかであるとともに、びわ湖材等を広域的に調達し地域のモデルとなるような建物を対象とし、次のとおりとする。

- (1) 直交集成板（ＣＬＴ）を使用するもの
 - (2) 木質耐火部材等の新たな木質部材を使用するもの
 - (3) 構造用製材のＪＡＳ製材品（枠組壁工法を含む。）を使用するもの
 - (4) 水平連携を図るため複数の木材業、製材業の事業体等で構成された協議会で生産された製材品を使用するもの
 - (5) 材工分離発注方式による木材調達により購入された製材品を使用するもの
 - (6) 圧密加工した内装材を使用するもの
 - (7) 主要構造部に木材とそれ以外の構造材料を使用するもの
 - (8) その他モデルとなる工法・製材品を使用するもの
 - (9) その他地域のモデルとなるような木材利用の取組みを実施するもの
- 2 要領第２の（１）⑩に該当する施設は、別表で対象とする用途の建築物のうち、一般に広く開かれ、不特定多数の者が利用するものとする。

第３ 補助額のかさ上げ

要領第４の（２）の①に規定する事業主体のうちの後者の場合において、補助金を交付する市町は、補助上限額を超える部分について自らの財源を用いて補助金をかさ上げすることができる。

第４ 補助対象経費

要領第６の（１）に規定する「木製品の購入および設置に要する経費」の判断基準は次のとおりとする。

適否	内容
○	木製品（家具類および遊具類）の購入費
	木製品（据え付け型のもの）の設置費（ただし、木工事分のみ） （例）屋外遊具
×	外見上、木製品だと認識できないものの購入費および設置費
	一過性のものの購入費および設置費
	施設整備の一部として導入されるものの購入費および設置費 （例）屋内：内装、造り付け家具 屋外：木柵、木橋
	既存品の補修にかかる部材の購入費および設置費
	設置のための造成費、整地費、基礎工事費
	既存品の解体費、撤去費、処分費
	設置許可申請のための経費
	国事業で対応可能なものの整備費

2 要領第６の（２）に規定する補助対象経費の算定は、次のとおりとする。

- (1) 事業主体がびわ湖材等を調達してこれを用いる工事を請け負う建設業者へ材料支給する場合にあっては、その購入額を補助対象経費とする。

- (2) 事業主体が補助対象経費を含む工事を建設業者に請け負わせる場合にあっては、請負代金額の一部として建設業者へ支払われるびわ湖材等の調達経費を補助対象経費とする。
- (3) 補助対象経費に係る工事が複数年度に渡る場合にあっては、施工箇所や施工段階によって明確に区切って、施工年度毎に補助対象経費を算定するものとする。
- (4) 木造化に要する補助対象経費は、特定の者（施設職員等）が主に利用する空間であっても、不特定多数の者が利用する空間と一体的に整備する場合は対象とする。
- (5) 内装等の木質化に要する補助対象経費は、特定の者（施設職員等）が主に利用する空間は、不特定多数の者が利用する空間の木質化に係る施工面積の1／2までの範囲を対象とする。

第5 採択基準

要領第7の（1）の①に規定する「公共の用に供するもの等」の判断基準は次のとおりとする。

適否	内容
○	不特定多数の者が見たり触れたりできるもの (例) 案内板、テーブル、ベンチ、棚、受付カウンター、遊具
×	特定の者（施設職員等）が主に利用するもの (例) 事務室の備品（机、イス、棚、職員用掲示板など）

- 2 要領第7の（2）に規定するびわ湖材等の使用量および施工面積は、次のとおりとする。
 - (1) 要領第6の（2）に規定する施設の木造化に要する補助対象経費が補助対象経費全体の過半を占める場合は、びわ湖材等の使用量を1施設あたり10立方メートル以上確保しなければならない。
 - (2) 要領第6の（2）に規定する施設の木造化に要する補助対象経費が補助対象経費全体の過半に満たない場合は、びわ湖材等を用いた内装等の木質化に係る施工面積を1施設あたり20平方メートル以上確保しなければならない。
- 3 要領第7の（2）の④に規定する支給等については、当該工事を請け負う者（下請負人を含む。）に支給または売却し使用する場合に限る。
- 4 令和3年10月1日に施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」における、建築物木材利用促進協定に基づく施設は、優先的に採択するものとする。

第6 他の補助金の併用

要領第9に該当する場合、事業主体は、要領第10に規定する事業計画書に他の補助金との関係を説明する資料を添付しなければならない。

第7 計画書の提出等

要領第10に規定する事業実施計画書と各事業計画への予算配分は、次のとおりとする。

- (1) 当初予算において補助対象として箇所付けされている施設に係る事業主体は、6月末までに事業実施計画書を提出しなければならない。なお、期日を過ぎても事業実施計画書の提出がない場合は、事業を実施しないものとみなす。
- (2) 事業地を所轄する森林整備事務所長（高島市にあつては、西部・南部森林整備事務所高島支所長。以下、「所長」という。）は、当初予算において補助対象として箇所付けされている施設について、事業主体に対して年度当初に予算額等について通知するとともに、事業計画を照会するものとする。この照会の結果を基に、事業主体による補助残の事業費が確保されていない場合や構造等の整備内容に変更が生じた場合など、事業着手の見込みがない箇所については、報告があった時点で前号と同様、事業を実施しないものとみなす。

第8 補助金交付申請書の提出

要領第12の補助金交付申請について、事業主体は、原則として12月14日までに補助金交付申請書を提出しなければならない。

第9 仕様書等への明記

要領第13の(2)の事業の実施にあたって、事業主体が補助対象経費を含む工事を建設業者に請け負わせる場合（下請負人を含む）、事業主体は、次の事項について仕様書等へ明記しなければならない。

- ア びわ湖材等を部材に用いること
- イ びわ湖材等の定義
- ウ 本事業の補助対象であること
- エ 認定事業体からの直接購入を要すること

（記入例）

本工事はびわ湖材利用促進事業の対象であり、〇〇、〇〇にびわ湖材等を使用する。

「びわ湖材等」とは、「県産木材活用推進協議会」（以下、「協議会」という。）により認定された「びわ湖材取扱認定事業体」が、協議会のびわ湖材証明制度実施要領に基づき証明した「びわ湖材」と、協議会により認定された「びわ湖材製品認定加工事業体」（以下、びわ湖材取扱認定事業体とあわせて「認定事業体」という。）が、協議会のびわ湖材製品証明実施要領に基づき証明した「びわ湖材製品」をいう。

受注者（下請負人を含む）は、認定事業体から直接、びわ湖材等を購入すること。

第10 事業完了

要領第13の(2)の③に規定する事業完了について、補助対象となった建築部材を利用する建築工事（以下、「対象工事」という。）を含む全体の建築工事の完了が年度を越える場合にあっては、全体の建築工事の完了を待たずに実績報告を提出することができる。ただし、対象工事の施工が完了しており、補助対象経費の全額が支出されているなければならない。なお、事業主体が定める規則または工事請負契約約款等における部分払の限度額の規定に基づいて支出されている場合は、その限りではない。

また、一定規模以上の木造施設を複数年度で整備する場合においては、補助対象となった建築部材の品名および規格、数量等の確認をもって事業完了とする。なお、一定の規模とは木造施設については延床面積が500平方メートル以上で、かつびわ湖材使用量が100立法メートル以上、内装等の木質化施設については延床面積が500平方メートル以上のものとする。

第11 事業の明示

要領第14の(1)の明示の方法について、次のとおりとする。

(1) 木製品利用促進

「びわ湖材等を使用していること」は、「びわ湖材マーク（県産木材活用推進協議会が作成）」のシール貼付等により実施し、「琵琶湖森林づくり県民税を充当していること」は、県が作成する普及啓発シールの貼付等により実施するものとする。

(2) 木造公共施設等整備

次のとおり銘板の案を示す。事業主体は、施設の玄関等の利用者の目に付く場所に銘板を掲げる等により、びわ湖材の普及啓発を図らなければならない。なお、銘板にびわ湖材を用いる場合は、補助対象経費として計上することができる。

銘板の寸法（推奨）
「縦300～400mm」
「横400～600mm」



また、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示方法は下記のとおりとし、上述の銘板と同様の取扱とする。

〇〇〇（滋賀県〇〇市 〇〇）に利用した木材に係る炭素貯蔵量（CO₂換算）

延床面積	びわ湖材利用量	びわ湖材の 炭素貯蔵量 (CO ₂ 換算)	木材全体利用量	木材全体の 炭素貯蔵量 (CO ₂ 換算)
m ²	m ³	t-CO ₂	m ³	t-CO ₂

この表示は、林野庁「建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン」（令和3年10月1日付け3林政産第85号林野庁長官通知）に準拠し、この建築物に利用した木材が貯蔵している炭素（CO₂換算）の量を示すものです。

木材は、森林が吸収した炭素を貯蔵しており、木材を建築物等に利用していくことは、「都市等における第2の森林づくり」としてカーボンニュートラルへの貢献が期待されています。

2 要領第14の（2）の適正な維持管理について、次のとおりとする。

（1）増改築に伴う手続き

本事業により取得した施設の移転または主要機能の変更を伴う増築、改築、模様替え等をしようとするときは、事業主体は県と協議のうえ、指示を受けるものとする。ただし、施設等で定められた耐用年数を過ぎている場合は、この限りでない。

（2）財産処分の手続き

事業主体は、処分制限期間および転用制限期間内に施設等の処分を行うことについて、必要な書類を作成し、県に提出のうえ、指示を受けるものとする。

第12 実績報告書

要領第15の（1）の④に規定する実績報告書の添付書類について、認定事業体により製作された場合は、びわ湖材証明書等を添付することとする。また、認定事業体以外により製作された場合は、びわ湖材等を使用して製作された木製品であることの証明書を添付することとする。なお、証明書には、下記の項目を明記しなければならない。

ア 製作者（所在地、事業者名、代表者名）

イ 品名・数量

ウ びわ湖材等の入荷元認定事業体名、認定番号

エ 発行番号（びわ湖材証明書・びわ湖材製品証明書）

オ 木製品の販売先

カ びわ湖材等を使用して製作した木製品であること証明する旨

(参考様式)

木製品証明書	
〇年〇月〇日	
所在地 事業体名 代表者名	
品名・数量	
びわ湖材等の入荷元	認定事業体名 認定番号
発行番号 (びわ湖材証明書・びわ湖材製品証明書)	
木製品の販売先	

上記のとおり、びわ湖材等を使用して製作した木製品であることを証明いたします。

付則

この運用は、平成 25 年度事業から適用する。

付則

この運用は、平成 26 年度事業から適用する。

付則

この運用は、平成 27 年度事業から適用する。

付則

- 1 この運用は、平成 28 年度事業から適用する。
- 2 木の学習机等木製品利用促進事業実施要領の運用については廃止する。

付則

この運用は、平成 29 年度事業から適用する。

付則

この運用は、平成 31 年度事業から適用する。

付則

この運用は、令和 2 年度事業から適用する。

付則

この運用は、令和 3 年度事業から適用する。

付則

この運用は、令和 4 年度事業から適用する。

付則

この運用は、令和 5 年度事業から適用する。

付則

この運用は、令和 6 年度事業から適用する。

付則

この運用は、令和7年度事業から適用する。